

第22回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録 (要旨)

- 1 開催日時 平成24年5月28日(月) 18時30分から20時40分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 26人(欠席者3人)
出席委員 石坂卓也(副会長)、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、小林義明(会長)、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、野納敏展、山本益雄、和田純男、浜三昭(副会長)、吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、和田良英、飯高秀男
JFEエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第21回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)について
- 4 その他
(1) その他報告
 - ① ごみ処理相互支援協定の締結依頼について
 - ② 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
 - ③ 勉強会開催について
- (2) 次々回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第21回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
(第21回地元協議会において出された課題)

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
(第18回～第20回地元協議会の課題のまとめ)

【資料4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)

【資料5-1】 ごみ処理相互支援協定の締結について(お願い)

【資料5-2】 ごみ処理相互支援に関する協定書

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

2 報告事項

第21回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : それでは第21回のふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について、何かございますか。

A 委員 : 21ページ真ん中辺ですが、「それから、今、話されました第17条について」ございますね。その次の行ですが、B委員も正しく受け取っていないというふうに私が発言したようになっていますが、そうではなくて、B委員の意見を、私が正しく理解していないという意味で申し上げたんですが、これはB委員が正しく受け取っていないと私が決めつけているような議事録になってまして、おわびをしながら訂正をしていただきたいと思います。

b 副会長 : どのように訂正すればよろしいですか。

A 委員 : 「B委員の意見を私が正しく受け取っていないかもしれない。」という意味なんです。

会長 : それでは事務局、公開をお願いいたします。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 前回協議した第4章の課題等について、事務局がまとめた案についてご意見をいただきたいと思います。

きょうの資料2で整理されております。事務局から協定書の課題について説明をお願いいたします。

G 委員 : それでは私のほうから、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題ということで、資料2になりますが、前回第21回地元協議会において出された課題の整理ということでお話をさせていただきます。

それではまず第2章の第7条でございます。山形県の場合、灰の基準として4,000ベクレルの自主規制値を設けているということです。ふじみで焼却する際も、新たな放射能基準の問題が議論されなければならないし、協議されていないことを今確認させていただく。ぜひ自主規制値を確立してほしいというご意見でございます。これに対する事務局の対応の方向性でございますが、放射能基準の問題については、国等の基準を確実に下回る処理が行われるように工夫することとし、6月に行う総括的な協定書の検討に合わせて提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、第3章第10条でございます。課題といたしまして、損害賠償の問題が起きた場合に、新たな調査委員会を設置すること。またその内容でございますけれども、専門組織は、杉並区の要綱を参考に、あるいは準じたものにし、最終的な管理者の決定までの手続について所掌業務の中に盛り込むことというご意見をいただいております。まず1点目の損害賠償が起きた場合について、新たな調査委員会を設置することに対応します事務局の方向性でございますけれども、6月に行われます総括的な協議書の検討に合わせて専門組織の内容について提案させていただきたいと考えております。

また、杉並区の要綱を参考にするというお話でございますが、その対応の方向性といたしましては、専門組織については、委員の皆様からの提案を参考にしながら、6月の総括的な協定書の検討に合わせて提案させていただきたいと考えております。

続きまして第11条でございます。施設への立ち入りの関係でございま

すが、ただし書きではふじみ衛生組合に認めないと言われたら敷地にも入れない。これは、ふじみの防衛的な言葉であるので削除すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、第20回にも同様のご意見をいただいております。そこで事務局の対応の方向性といたしましては、再度のご意見として、総括的な協定書の検討に合わせて提案させていただきたいということで、6月に文言整理等を含めてご提案させていただきたいと考えております。

それともう1つ、ただし書きの関係で、ただし書きの表現を改めて、「施設の立ち入りについては、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。」としてはどうでしょうかというご意見でございます。これにつきましては、非常に事務局としても参考になる表現だというふうに認識しておりますので、ただし書きの表現について検討いたしまして、6月にご提案させていただきたいと考えております。

続きまして第13条でございます。第1項の「原因究明を行い対処する。」の対処について、明文化すべきというご意見で、「原因究明を行い、改善のための対処を具体的に実行する。」というふうに、住民の理解を得るというスタンスに立った表現にしてはいかがでしょうかというご意見でございます。

これに対しましての事務局の対応の方向性でございますが、苦情はさまざまな問題が想定されますので、その内容に応じて個別具体的に対応していくことになると考えております。ですので、表現についてもそのような表現ということで今検討しているところでございます。

次に、第4章第15条でございます。施設の稼働年限等のお話でございます。まず1つ目でございますが、施設の稼働年限について明らかにすべきであるというご意見でございます。例えば、ここでは何年、次は計画的に考えていくというようなことを、この協定で伺わせる表現を盛り込んでほしいというご意見でございます。

それから次のご意見といたしまして、新しいごみ処理施設ができるまで、相当の準備期間が必要であることを踏まえ、こうした施設は順繰りとの考えで、次の施設の施策を講じていくことというご意見でございます。

それと同様でございますけれども、協定に将来設計の規定を盛り込めなければ、例えば、10年か15年から次の計画について検討する別途覚書

を作成することということで、この協定書に具体的に将来計画が盛り込まないのであれば、別の覚書でもいいので、将来何年後かに次の計画について検討するというような覚書をつくってほしいというご意見でございます。

続いてのご意見としましては、5年か10年ごとに計画見直しをしていくことも一つの考え、白紙だとか20年先のことはわからないとかを繰り返すようでは、信頼関係を持つことはあり得ないというご意見で、これにつきましても、今まで出てきた意見のように、できればこの協定の中で将来計画を明記してほしいというご意見だと思っております。

そして次のご意見でございますが、次の新しい施設は今のうちに準備しておくということで、これも将来計画については今のうちに準備をしておくことというふうに事務局としてはとらえております。

これらの課題に対しましての事務局の対応の方向性でございますが、6月の総括的な協定書の検討に合わせてご提案させていただきたいと思っております。

この後の計画は長い年月が必要との認識は、皆様と同様持っておりますので、そういう視点で対応したいと考えているところでございます。

続きまして第17条でございます。この協定の範囲の効力がどこまで及ぶのかという視点のものでございます。ご意見といたしましては、効力の範囲の境界線を引かなければならないことは理解するが、境界線の内外のところで、柔軟に救済できる考えを補記すること。協定文にふさわしくないなら、解釈覚書みたいなことを付してもらおうと適切であるということでございます。実際に効力が及ぶ線は引かなければならないけれども、若干線から外れたという方についても柔軟に救済できるような考えを持ってほしいというご意見でございます。

もう一つのご意見も、ほぼ同じようなご意見でございますが、この地域以外に何か影響が起こった場合、住民の救済措置についてただし書き等で付加することということでございます。線引きはしたとしても、線引きの外に影響があるかもしれないということで、そういった場合には住民の救済措置についてただし書き等で書いてほしいというご意見でございます。

これらのご意見に対しての事務局の対応の方向性でございますが、趣旨といたしましては、施設の稼働が原因で損害賠償に係ることが万が一起こった場合対応させていただく考えでございますので、いただいたご意見を

踏まえまして、表現等について今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして附則に対してのご意見でございます。この協定は、平成25年4月1日から施行するとなっているが、試運転期間も本協定書に準じて効力が働くのかということ。同様に、試運転期間中も別表の内容がちゃんと有効に運用されることを担保すること。試運転は、本協定を準用するとの文言を入れること。最初は、排ガス等の濃密管理を行い、問題なしとなれば測定回数を減ずるとか、大きな流れがあると思うので、その都度、別表の変更で協定変更になり、各自治会長さんの印鑑を押してもらうようでは効率的ではない。地元協議会で承認されれば、別表はかえられるように検討することというご意見です。

前半3つのご意見につきましては、試運転期間中もこの協定書が守られるような表現にしてほしいと理解しております。これに対する事務局の方向性でございますけれども、試運転期間中は、さまざまな機器のテストを行い、協定書ののりつった内容を遵守できるように取り組みます。万が一、そこで何か事故があり、住民の皆様に損害が生じた場合は、本協定に準じて対応いたしますということで、試運転期間中も本協定と同様の内容で運転していきましますし、万が一何か起こった場合については、本協定にのりつって対応していくというのが事務局の考え方でございます。

それから次のご意見でございますが、こういった新しい焼却場ですので、最初のうちはこまめに測定をするけれども、場合によっては皆様の理解が得られて、段々測定回数等も減ってくるのではないかと。そういった将来を踏まえると、すべてその回数一つ一つまで変えるのに、各自治会長さんの印鑑を押していただくというのは非常に効率的ではないので、そういった小さな変更については、会長さんの印鑑がなくても、この協議会で決定すること自体で変更が可能なような、そういった仕組みをつくってほしいというご意見でございます。これにつきましては、事務局も同様と思っておりますので、その都度協定変更にならないように工夫をしたいと考えているところでございます。

- B 委員 : 念押しが1点あります。ただし書きの表現で、例えば第3章関係の11条、10条関係で、再度の件として、総括的な協定書の検討に合わせて検討させていただきますと。先ほどの説明では、6月のときにこれに対応す

る検討事項、条文を提出しますと。そういうことでよろしいですか。それが1点ですね。

それからもう1点は、今の附則のところ、別表については、再度協議も何もなくて、自治会長さんの印鑑も要らないで変更します。別表というのはただ単に、濃度がどうのこうのではなくて、私が今まで問題にしているDゲートを廃止しないで生かしてくれという意見があるわけです。それで、今Dゲートを廃止して閉めるということになっているわけです。今私は、それは困りますよという意見を出しているわけです。これは、前回の協議会のときに多数決で決まったけれども、私は了承できない。したがって三鷹市長と調布市長に文書を出します。実際に文書を出してありますから、回答、三鷹のほうからはいただいています、まだ調布から出されていませんので、それに従ってやるべきであって、簡単に別表の中でも重大のものと、単なるCO₂が幾ら、そんなのはどうってことないんだけれども、別表そのものを改正するときはやっぱりだめですよ。協議してもらわないと困る。

G 委員 : ただいま2点についてご質問をいただきました。まず第11条関係ですが、これは6月に文面として提案していただけるんですかということ。それはそのとおりということで、6月のときに、提出させていただきます。

それから2点目、附則のところでございますけれども、別表を簡単に変えてもらっては困ると。もし変えるのであれば協議をしてほしいということです。私どもも当然、地元協議会の協議があって、地元協議会で合意するというのが前提と考えております。その合意したものについて自治会長さんの印鑑を押してもらわなければいけないんですかという視点です。

B 委員 : ここへそういうふうには書かないとだめですよ。

G 委員 : そういうふうには書いているつもりです。訂正程度であれば、自治会長さんの印鑑までは要らないんじゃないですかという表現でございます。

B 委員 : いや、協議は。

G 委員 : 当然、地元協議会と協議して、合意に至らなければ別表は直しません。それは大前提でございます。

B 委員 : 協議はしますって、どこに書いてあるんですか。

G 委員 : 地元協議会で、承認されればというところが協議と考えております。

B 委員 : 地元協議会で承認されても、私は、環境保全会議上、重大問題ですから、例えばDゲートを残しておいてくれというのを、そちらは廃止してしまうというんだから、廃止しても何の意味もないじゃないですか。どういうメリットがあってデメリットがあるのか。それをはっきりしないで、ただ廃止しますでは論議不足ですよ。その辺について、私は承知できないと、こう申し上げているんです。

会 長 : 今のB委員のDゲートに関してというのは、ご意見として承るということでよろしいですか。

B 委員 : 意見としていたので、取るのか取らないか、意見として聞いたけれどもそれはやめたと言われたらそれでおしまいではないですか。それちゃんと議事録に書いてください。

E 委員 : 16条で規定しているでしょう、それは。

b 副会長 : 議事録に残すような形ということのご希望がありましたので、そのようにさせていただきます。

F 委員 : 前の議事録のほうと絡む話ですが、前回、この議事録の中で17ページをちょっと見てもらえますか。関連する話なんで。A委員のほうから、女川のごみ受け入れについて云々と書かれているのがございますよね。これについて書かれているのは、焼却問題についてはここできちっと議論されているわけじゃないし、同意を得ていないと。だからその旨きちっと確認してくださいということをおぼろげな前回の会議のときに念を押したのが、結局こっちの要旨の中のどこにも入っていないですよ。だから私、議事録の確認のほうで発言しようか迷ったんです。

それと、これに関して言うならばなぜここだけ取り上げるかという、ほかでもちょっと幾つかあるんですが、私、ふじみ議会を傍聴しました。たまたまB委員と会長もおられたんですけども、私初めて傍聴して、幾つかの感想がございます。その感想は後で述べるとしても、まずふじみ議会のほうで、調布のA議員から、事務局側のほうに質問がありました。要するに女川のほうに視察に行ったそうです。それで、非常に大変な状態になっていると。議員個人としては、ここの組合も手伝ってやれる道はないだろうかという趣旨の質問があって、そこで事務長のほうが説明したこととこれに絡むんですけど私の聞いた話では、そこから受け取ったのは、要は、この地元協議会で、今、A委員が言ったようなことと裏腹のこと、

つまりもうそのような趣旨の話はこの中でしているというふうを受け取るような説明をしていたことを、私は問題視しているんです、さらに。

こういうふうに私は初めてその議会を傍聴し、あまりにもここで話していることと、議会で話していることが違うなど。流れが違っているぞと。私、2時間ぐらいある会議だなどと思って出かけていったんですけども、最初から最後までで40分で終わりました。淡々と進んでいくんですよ。異議なし、可決なんです。では、その議員さんたちは私らの意見を、特にごみ問題、迷惑施設問題、住民感情がいろいろ複雑に絡む問題、もっと丁寧に私はやってもらいたいと思うんです。少なくとも住民側のほうから要求を出す、お願いを出すことはもちろん必要なことですが、事務局がいわゆるふじみ組合としては、もっとここはふじみ組合というのは、三鷹の味方でもなくて、調布の味方でもないですよ。あくまでも地域住民、三鷹も調布も境はないはずですよ。迷惑を受けるのは一緒なんですから。ならば、いろんなところに気遣いをして、情報も開示して、みんなでそれを議論した上で、後は多数決で決まるのが私はいいと思うんです。少なくとも議員の質問に対して、事務局側のほうは、この会議で説明をしているかのような表現をして、その議員は席についたんです。少なくとも私は、あの議員の方は、そういうふうに理解したと思います。

それでDVDの説明の、現場のビデオがある。それはまだ時間の関係で皆さんにお見せしていませんがという趣旨の話をしていましたけれども、全くこのA委員が、その時わざわざ確認で発言したにもかかわらず、そのことがここに反映されていないということは、これは流れてしまうわけですね、ある意味。これだけが骨子になって、これからためこんでいくわけです。どこにも書かないというのは一体どういうことなんですか。まずその1点。そこが重要なポイントだと私は思っているんで、きょうはこのことをちゃんと理解できなかつたらいけないなと思うんです。

ふじみ議会の議員の方も、ほんとうはこういうところに傍聴に来るべきだと私は思うんです。それで、住民が何を不安に思っていてどう感じているかということをやっぱり直接感じて、何を施策として打たなきゃいけない、議員として質問していかなくてはいけないかということ、地元住民とよく意見をすり合わせて、やはり考えてほしいと思うんですね。

私は甚だ議員さんとそれから議長、事務局側のやりとりを聞いていて、

正直唖然としました。こんなことで進んでいるんだと。ちょっと地元協議会が、今まで紆余曲折ありながら、ここまでたどり着いてきた経緯を皆さんわかっているはずです。先輩方、私はまだ1期目ですから古いことはよくわかっておりませんが、もう少し丁寧にしっかり、それから住民のほうも、もちろん我慢することは我慢しなきゃいけないんでしょうけれども、その前提としては、事務局がいろんなことを気遣いして、丁寧に私は進めるべきだと思うし、それからちょっとくどいですからあれですが、傍聴してびっくりした2つ目は、資料を渡されたんです。入り口で。議事が始まって、だけど、資料が足りないんです。議員さんとか事務局側のは、ちゃんと議事進行に必要な資料を持っているんです。私ら傍聴するほうには、その一部しかわたっていない。それでその資料も帰りには回収なんです。ふじみ組合は、どっちに向いているんですかと私は言いたい。もっと住民に来てほしいからわざわざお知らせまで回しているわけですね、ホームページまで書いているわけです。来てくださいと。普通の市民会議だったらそういうやり方をするのかもしれませんが、ふじみ組合議会って一体、どっちに向いて仕事をしているんですかといふふうに疑問に思い始めました。

それからごみ施設は、調布市に建っているわけです。だけど、何か議事進行は、こんなこと言っちゃうとまた両市のいさかいになってしまうかもしれないですけども、三鷹市主導で進んでいるんじゃないかと思うぐらい、その発言は削除していただいてかまいませんけれども、何かね、調布の色合いが出せないぐらいの垣根を感じてしまう。あれでは傍聴しても意味がないな。もっと私らにも発言させろとは言わないけれども、少なくとも私は、ここで聞いている話と違っていますよと。少なくともこちらはそう受け取っていますよということを言える状態とか、意見を書面でも何でも出せる状態であるならばいいんだけど、ああいう議事進行のあり方というのは私は問題だと思っていて、それがそれでやるんだということであるならば、それを起点にして物事を考えていかないと、私はこれからの地元協議会はだめだと思います。

b 副会長 : まず議会を傍聴されたということですので、それはその議会の傍聴されたご意見として今お聞きするという形になるろうかと思いますが、その中で幾つかのところだけ私のほうでお答えできる範囲でお答えさせていただき

ます。

まず議会の資料の関係ですけれども、実は議案、本文については当然傍聴の方に全部お渡しをするという形で、その後回収させていただくという形になるんですけれども、それ以外のいわゆる説明のときの参考資料で、席上配付したものについては、これまで基本的には議員さんのお手元という形になっていたものですから、多分F委員はその話をされたかと思いません。それについては、そういう参考資料、当日席上配付になったものについて、今後私どものほうで傍聴の皆様にもお渡しできるものがあれば、それについては個々にお伺いしてというふうに考えておりますけれども、今までのルールとしては、基本的には議案となっている本冊を傍聴の方にお渡ししたという形になっております。

それから1点目の部分は、前回のことでございまして、ちょっとそこは今確認をします。

F 委員 : 17ページの上から3行目あたりから読んでくださいよ。女川町のごみ受け入れについてのくだりがありますね、4行目から。ずっと真ん中辺まで念を押していますよね、A委員が。

b 副会長 : それでは、今のご意見について、お持ちでないかとは思いますが、前回の21回の協定書の課題という欄ですね。それをちょっと見ていただければと存じます。お持ちでない方もいらっしゃると思うので、口頭で申し上げます。21回の地元協議会の中の冒頭、協定書の課題で、20回で出された課題について、住民からの意見の欄、第3条の3のところ、「住民からの意見を、組織市以外のごみの受け入れについて、例えとして宮城県女川町の災害廃棄物の問題を取り上げた。組織市以外のごみの受け入れについては、協議会の同意がなければ受け入れられないという趣旨の条項を盛り込むべきと発言したものである。前回の課題（住民の意見）を修正してほしい」ということで、そういう意見が確かに出されましたので、その中で、事務局の対応の方向性として、前回の課題（住民の意見）欄の表記の修正をします。課題の欄の表記を「組織市以外のごみを受け入れる場合は、同意条項を盛り込むべきというふうに修正します」ということで、いわゆる課題欄そのものを修正するという形で考えております。

そういう形で、A委員のご意見が、住民の意見欄を修正するという形で出されたものですから、そういう形でよろしいのではないかと考えます。

あとは、そのご意見に対してふじみのほうで6月にお示しをするという、そういう形になっておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

A 委員 : 私の発言が問題になっているので。他市のごみの処理についての意見を幾つか申し上げてきました。今、事務長からお話ありましたが、6月に整理されて出てくるというので、私は沈黙を今までしていたわけですが、問題は、G委員はすぐわかると思う。問題は、相互支援と広域支援。その2つに該当しない女川のごみ。これをどういう条項で入れるのかということを私は問いかけているわけです。

それで、それぞれの支援について、地元協議会の報告で済みますのか協議で行うのか同意を必要とするのか。その組み合わせをどうするのかという問題を問いかけているわけ。この問題にお答えが多分6月に出てくるということになれば、私は他市のごみ焼却処理の問題は整理がつく問題だと考えています。

今F委員がいろいろお話をいただきましたが、2つ目の問題で、きょうは事務局対応の方向性が示された中に、放射能問題というのが今度2つ目の問題としてあると考えています。この方向性は、国等の基準を確実に下回る焼却処理が行われるように工夫すると書かれてあるから、その答えを見てから意見を申し上げたいと思っていますが、私らの要望の方向で整理されると理解していますから、この方向性は確実に下回るという表現がありますから、それがどの程度下回るものなのかというのは、お答えが6月いただいた段階でまた意見をさまざま申し上げたいと思っています。

その2つで問題点を整理されると思うんですけども、発言の事実関係の問題で、もう一言だけ申し上げますと、F委員が触れていただいた17ページでしたか、あの問題は、正確に私の発言の趣旨を議事録にされていると思って読み取りました。ただ、この事実関係を事務長のほうも承認しているということは、ここには落ちているわけです。回答がね。その点がF委員、多分不十分なんだろうと思うんですが、それはまあ、さっき申し上げた具体的な条項の中で整理されていけば、二義的な問題かなと私は黙殺したというところでありまして、それだけは以上申し上げておきます。

F 委員 : A委員の意見で、整理していただいたので、私もすっきりした部分が半分あるんですけども、私が問題にしたのは、ふじみ議会で、要は女川の

問題が既に女川のガレキの処理をするかのような、要するにそういう前段の説明もしているような、私のほかに会長も出られたしB委員も出ておられましたから、私が偏見があってはいけないのであれですが、私は少なくともそのようなことがこの中で語られていますよ、議員さん。大丈夫ですよというふうに私はとられたんじゃないかなと思うんです。だから着席されたんじゃないかと思うんです、あの議員は。私は、発言権も何もなかったですから、私は趣旨説明、真意を聞きたいと思っているぐらいです、その議員の方に。一体ここに来て、我々の意見をちゃんと聞いてくれたんだっけ。私は会っていないからわかりませんが。B委員、どうでした。あのときの発言は。

B 委員 : たまたま一緒になりまして、傍聴もう1人、会長もいらしたと思うんです。要するに、協議会がふじみ衛生組合は議案として出しているんです、いろんな提案を。それで、それについて、各協議会がいろいろ質問なりやっているわけですよ。だから前回なんか、調布の議員なんか一言も発言しないんですよ。C議員とD議員がいっぱい質問しているんです。調布は一人も質問しないんです。つまり、ふじみ衛生組合から出した協議会の議題が、我々のことについてあまり触れていないんです。だからああいうふうな変則的になるんです。ところがその、私が今A委員がいろいろ説明あったけれども、前回のときに、いわゆる女川の問題が出ているんです。そういう東京都の7つの焼却場がやります。事務長が説明、我々には全然説明していないんです、その時点でしていないんですよ。それであれはどうなんですかと言ったら、次回の協議会に出てきたんです。つまり、我々に情報が一步遅れているんです。だから問題になるわけです。

おそらくF委員もそうだと思いますよ、A委員もね、たしかあのとき広域支援か相互支援か、あるいは別途協議するのか、そのときまだ事務長、私が質問したのは、相互支援か広域支援かどちらかですかと言ったら、おたくがたまたま広域支援とやったからA委員にかみつかれたんですよ。ということは、別途やりますということ、まだ話決まっていないんですよ、あなた。だから、そういう情報の出し方が遅い、まずそれが1点。

それからそれに対するどうするかという問題も決まっていないからああいうふうにもめちゃうんです。やっとな川は別に扱いましょうになったでしょう。書くんでしょう、別にやりますと。広域でもないし、相互でもな

いんでしょう。東北の震災対策のね。いずれ来年から我々は受け入れるようになりますよね。そのときにどう扱うんですかという質問が出ているでしょう、前回。そのことをるF委員に説明すればおわかりになるんじゃないですか。私はそう思います。あの会議はですね、ふじみ衛生組合が出した議案について審議しているんですよ。出していないから全然ちんぷんかんぷんになる。だから、私は前回のあれに、議員に言いました。においについて全然あなた質問しないけれどもどうなっているんですか。あなた何か聞いているんですかと。いや、私は何にも聞いていません。議案もないし議事もない、何も話がない。あなた質問してくださいと電話かけたんです。そうしたら電話がかかってきました、当日。24日の日に。電話だけじゃできない、それはそうでしょう。資料をくれ、資料は持っているから、十分それを読んでください。それで質問してください。だから次回出ますよ。

要するに、情報が遅いんですよ。我々の前に、我々に事前に話していればF委員みたいないろんな疑問が出ないと思います。

b 副会長 : 今議会の関係含めてご意見という形で伺いました。先ほど議会の中で、私、前回のふじみの議会の中で発言したことを、今記憶をしている部分について申し上げますと、議会にお出しした資料と同じもので地元協議会のほうに、いわゆる女川町の関係については説明をいたしましたということをお出ししたところでございます。資料は議会と同様の資料をお出ししたということで、ただ、順序としてあのときはまず議会にお出しして、その後、直後の地元協議会でお出ししたという手順をとっておりますので、それについてはあらかじめそういう形でご理解いただければと存じます。

B 委員 : 議会と両方、議会に承諾やらなくても、協議会に出したって正規の文書なんだから別にいいじゃないですか。こういうことを頼まれています。どう扱うかは別として、そういうことをどうして事前に情報として我々にくれないかということを行っているんです。

b 副会長 : それはご意見として伺いますが、まず基本的には議会、それから地元協議会どちらもそういう形での説明をするわけですけども、従来の形からすると、まず議会のほうにということですよ。

B 委員 : 要するに情報の出し方が遅いということですよ。同時にくださいということですよ。

F 委員 : いいです。6月に対策案というか、これだけでもめたことの流れを組んで、案が出てくるんでしょうから、その辺は会長と副会長に託すしかないです。これ以上私が話していても、ニュアンスの話をしていてもしょうがない。ただ、疑問符がつきましたよということは私の頭の中に、記憶としてしっかり残っちゃったということは、これから皆さん取り返していただかないと、私の疑問符は取れないよということだけ言っておきます。あとはお任せします。

a 副会長 : 今、お二人から疑問が出されたということは、私もこの間ずっとふじみ議会、地域の問題を何度か眺めてきて、やはりふじみ議会の今までのやり方というのがあったと思うんです。だからまずは議会というような形がずっととられてきたんだと。これは正直、私もそう思っていました。ただ、今度、この放射能の問題というのは、今までテレビや新聞で見ていたんではなくて、これは現実に来るとなってくるわけです。ですから、やはり今、両委員からそういう疑問が出されましたので、その辺を十分考えていかないと、そういう疑問を持ったまま事務長が幾ら説明したって、やっぱり頭に入っていない。そういう疑問の前提で受け取られたら。だから、情報はやはりきっちりどっちが先だということではなくて、やっぱり出していくという姿勢を示してもらわなければ、これは話にはならない。これを言わせていただきたいと私は思います。

その上でこの放射能の問題というのは、ほんとうに地域の問題として大きな問題になる。私は放射能云々かんぬん、8,000ベクレルというこの国の基準ですけれども、皆さんお気づきだと思いますけれども、広く薄く関東一円に放射能がばらまかれています。ここは焼却して濃縮していくわけです。だから、地域の皆さんは疑問を持っていらっしゃるわけです。だから、ここで国を下回る焼却処理におきますように工夫すると言っておりますので、国や都の説明をうのみにするような説明ではないように。ほんとうにふじみ衛生組合として工夫した提案をしていただきたい。改めて注文しておきたいとします。

F 委員 : こちらの趣旨をくみ取っていただいた副会長の発言がありましたので、そちらに全部任せます。次の6月を楽しみに待っています。

E 委員 : 意見ですが、実は協定期間について、いろいろご意見が出たのを議事録でも読ませていただきました。私の個人的な提案としては、協定期間は2

0年として、その間の環境影響がどうだったのか。それから事業の運営内容はどうだったのか。当初計画したのより数量やら何やらいろいろ違ってくるかもしれない。また人口も違ってくるかもしれない。

それからまた、先ほどありましたけれども、当初考えていなかったような放射能とかアセスしてない問題も出てくるかもしれないし、そういうものの検証といいますか総合評価をすることが重要だと思います。

それから設備についても、20年ぐらいたてばどうするのかということが見えてくるだろうと思います。これだけ立派なものをつくったとは言いながらも、どれだけでもつのかということもあるでしょうから、20年を一つの区切りにして見直し評価をすることが必要だと思います。その段階で、その世代の人たちがもう一度評価して、延長しようというのであればそれは協議して延長していただくというふうに思っています。

もう一つの理由は、この運営方式でJFEエンジニアリングさんが契約されているのも20年というふうに聞いています。ということは、20年以降についてはどういう操業をするかというのは決まっていないということにもなるわけなので、一つの区切りとして協定期間を20年としてはどうかと提案します。

それから今回の操業は、いわゆる当初PFIと言ったのが、PFIよりはDBOという名前になって、そういう形で中身が例えば廃熱発電については、その売電収入をJFEエンジニアリングにインセンティブとして与えるというふうなことを聞いています。そういうやり方についても20年ぐら操業したときに、1回区切りを打って、見直してみる必要があるんじゃないかなと思います。そういう意味で、20年という協定期間を提案させていただきたいと思っています。再度言いますが、20年たった時点でその次どうするかというのは、そのときの世代の人たちでしっかり議論していただければと思って、一つの提案をさせていただきたいと思っています。

b 副会長 : いまのE委員のご意見は、この住民の意見というところに追加させていただくという形でよろしいでしょうか。

E 委員 : 前回の協定書の課題の中への追加ということです。

b 副会長 : 協定書の課題で、住民委員の意見の欄に今回追加するという形で、よろしいですか。そのようにさせていただきます。

会 長 : 資料2についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : きょうの資料の3は、第3章までのこれまで協議してきた課題等について事務局でまとめたものです。このことで事務局から何かありましたら。

事務局 : これは標題に書いているとおりでございまして、21回は資料2のほうに書いてまとめてございまして、18回から20回までのところで、これは18回は19回に。19回は20回それぞれ確認してきて、修正させていただきながら確認してきたものをまとめたものというふうに私ども理解しておりますが、これにつきましては、きょうはご確認と思って、6月までに確認していただきたいと思っていたんですが、ご意見があるようでしたらお伺いしたいと思えます。一応、これまで確認してきた、それぞれが発言されてきた人たちが、ご意見を修正して確認してきたものを足し算したと。単純に足し算したものだご理解いただければと思えます。

会 長 : これ6月の中でやるわけなんですけれども、どうしてもここで言いたいという方がおられましたらご意見をどうぞ。

B 委員 : 第2章の9条関係の別表4、円滑な構内交通の確保からDゲートを追加すべき。Dゲートを廃止しないでDゲートからやってくださいよということをお願いしたんであって。それが1点。

このとき、その下に構外交通(自転車・歩行者)事故のリスクからゲートをふやすべき。これはだれかが言いましたね。もう一人だれだかわかりませんが、あれは退出専用でDゲートを使ったらいいんじゃないかという意見も出ているんですよ。それで大多数、この自転車・歩行者の事故リスクからゲートをふやすべきではないと大々的に書いてあるんだけど、もしこれ書くんだったら、Dゲート退出専用として出すべきであるという意見も書かなくちゃおかしいでしょう。それはあたかもこれを載せて、しかも第10回地元協議会で「交通に不都合が起きたら直ちに修正する、との条件付で事務局案に賛成する」とだれが賛成したんですか。私はあのかのときの8回、9回、10回の議事録にちゃんと書いてありますけれども、私はそれは承認できないと。したがって、両市長に文書を出しますと。そういうふうになっていますよね。だれが賛成したんですか。多数決ですよ。多数決のときに、あのかの議事録を見れば、私が猛烈に抗議したんですから、多数決でやったんですよ。したがって、私は、4表のDゲートを追加する、削除しないでA B C Dから早期搬入、早期退出を図れと今で

も持論として消していませんから、これをお願いします。これはおかしいです、書き方もおかしい。

G 委員 : B 委員のご意見は以前から伺っているところですが、この書きぶりですけれども、あくまでも今回は本協定書の内容に対してのご意見なんです。協定書のたたき台にはもともとDゲートが入っていませんので、Dゲートを追加すべきですという意見になるんです。

B 委員 : だから追加じゃなくて、もともとあったんだから。

G 委員 : いや、もともとなんです。

B 委員 : だからさ、それは事務局が勝手に提案したんであって。

G 委員 : 事務局の案に対してのご意見なので。

B 委員 : そんな制約つけるのはおかしいじゃないですか。

G 委員 : いや、もともと事務局のたたき台では……。

B 委員 : 別表4というのは、我々住民に対してやらなければいけないんじゃないですか。

G 委員 : B 委員の意見は昔から聞いています。

B 委員 : じゃあ、あんた書くんならいいよ。両方併記しろっていうんだ。おかしいよ、それは。

G 委員 : ですからその書きぶりについては事務局の案に対してのB 委員のご意見ですので。

B 委員 : 事務局案で、どうして事務局案を出したらおれたちそうですか、そうですかと言わなきゃいけないんだよ。

G 委員 : だから追加してくださいというご意見になっています。

B 委員 : 追加じゃないですよ。もともとあったA B C Dという搬出入があったんじゃないですか。

G 委員 : 本日、B 委員のご意見としてここに追加をさせていただきます。それでいいですね。本日の意見として。

B 委員 : いや。

G 委員 : それからDゲートを出庫で使って。

B 委員 : 前々から私はそれを主張しているの。

G 委員 : はい、ですからもう一度ここに。Dゲートの出庫については議事録を、当時の議事録を確認させていただきます。

B 委員 : 8回から全部見たらいいではないか。

- 事務局 : 書き方について具体的にここでG委員から言ってください。どういうふう
うに書けばいいか。
- G 委員 : Dゲートの追加ではなくて、もともとDゲートは必要としているという
ことですよね、B委員のご意見は。そういうご意見にすればいいわけです
ね。
- b 副会長 : 整理させてください。これはB委員から出された意見をまとめたものな
ので、きょうB委員のほうからDゲートを追加すべきという表現ではなく
てということがありましたので、別表4、円滑な構内交通の確保から、A
BCDのすべてのゲートを使用すべきであるというふう書き換えればよ
ろしいですね。
- B 委員 : だから、従来どおりABCDゲートから再出入をしたらよろしい。
- b 副会長 : 従来どおり使用すべき。それでは、円滑な構内交通の確保から、従来ど
おり……。
- B 委員 : 円滑じゃないよ。私はそれを言うんだったら、真ん中に搬入路をつける
というのがあるんだ。
- b 副会長 : ABCDのすべてのゲートを使用すべきである、それでよろしいですね。
- B 委員 : 文書をつけなさい。私があんたに出した文書を。つけなさいよ。近隣住
民としてはこういう意見であると出しているんだから。
- b 副会長 : 協定書の、今は文言の整理ですので、そういうようなB委員から、それ
ぞれいただいたものがあるということは。
- B 委員 : Dゲートを閉鎖せず、搬出入を行いなさいと。
- b 副会長 : それはB委員のそのときの文書のご意見でございますので、こちらにつ
いては円滑な構内交通の確保から。
- B 委員 : 最初から言っているじゃない、前回の議事録にちゃんと書いてあるでは
ないか。
- b 副会長 : ここの表現をB委員が申し上げたことなので、B委員が申し上げた趣旨
どおりに改めますので、円滑な交通、別表4、円滑な交通、構内交通の確
保からABCDすべてのゲートを使用すべきである。
- B 委員 : 円滑な構内交通と言ったら、全部もつと言いたいことはいっぱいありま
すよ。あんなさ、一方交通やらないで交互交通やったらいいじゃないです
か。
- a 副会長 : 受け入れると言ったんだから、後でやったら。

- b 副会長 : そこはB委員の発言をまとめたところですから、ここで修正させて調整させていただきますが、趣旨としては、A B C Dを全部。
- B 委員 : じゃもうこのとおりだ。Dゲートを閉鎖せず使用しなさいということでもいいですよ。Dゲートを閉鎖しないで使いなさい。
- b 副会長 : Dゲートを閉鎖せず使用すべきである。
- B 委員 : そう。それでいいね。
- b 副会長 : それでよろしいですね。では、住民委員の意見欄の表現を「別表4、円滑な構内交通の確保からDゲートを閉鎖せず使用すべきである。」とします。
- B 委員 : そうです。
- b 副会長 : それでよろしいですね。
- B 委員 : いいですよ。
- b 副会長 : それでまとまりました。
- E 委員 : 資料3の最初に、第1章総則の第2条の3のところに、「両市のごみ基本計画の検討に地元協議会の代表を参加させてほしい。」という意見に対して、前向きな検討をするという回答がなされています。これについては、きょう配付の資料4の第2条の3に、既に一部修正が書かれているわけですが、特にその第2項ですね。読み上げますと、「ふじみ衛生組合は前項の内容及びその他必要に応じて施設の運営にかかわる情報を公開するものとする。」となっていますが、ここはニュアンスとして大事なところなんですけれども、情報公開するというのは、何かに載せればいいような話になってくる。情報を公開し意見を交換して、場合によっては協議するような参画の仕方を議論したような気がしているので、もっと具体的に検討してもらいたいと思っています。これは実は、操業し始めて、意見を交換するというのはきわめて大切なことです。この地元協議会がオフィシャルな会議体となるのがよいのではないかと思います。ホームページに公開するとかいろいろ手段はあると思いますが、そういう一方通行の情報提供ではなく、会議の中で年間の操業計画なり実績についての報告をする、そしてそれに対する意見交換、それから創業時の個々の問題というのはいろいろ出てくるかもしれません。そういうものを話し合う、意見交換をするということが、地元住民が参画するということだと思います。このような情報交換の場をしっかりとここで明確に位置付けて置くことが必要だと思います。そうすることが地域住民からの一つの安心材料というか、そういう

ことをしっかり組合側とやっていくことを明文化するというか、位置付けをするといことを検討してもらいたい。これがいわゆる地元協議会の代表といえますか、地元サイドの人たちが参画するということではなかろうかと思えます。今我々が協議していること以外にも、またどんどん違った事柄というのは出てくるかもしれません。当初考えていなかった、いわゆる災害支援ごみの受け入れとか、こういうのもでてくるかもしれません。いろんな問題が出ればそこで協議して、話し合っていこうということを、そういう姿勢を明確にしていただければ、大半心配事は解消されると思えます。

G 委員 : ただいまのご意見としては、第2条の3に報告するものとするところもあるけれども、単なる報告ではなくて、意見交換の場を設けてほしいというご意見というふうに、新しい意見として追加させていただきたいと思えます。ただ、それを第2条の3のところに入れたほうがいいのか、ほかの条文がいいのかというのをちょっとまた検討させてください。よろしく願いいたします。

F 委員 : 今回の委員のオフィシャルの会議、ずっと継続的に位置づけてほしいというのは、私も大賛成です。この施設がある限り地元への理解を得るための一つの窓口でもあらねばならないんだろうと思うんですね。ですから私しつつこく、情報は開示してみんなで協議しましょうという趣旨で話をしているので、何も私、反対のための意見を言っているわけではないので、その点だけ了解をいただきたい。

それで、ちょっと今気がついたんですけれども、要旨の課題のところの整理された中で、資料3の第3章の13条。13条は、地域住民からの苦情があった場合云々かんぬんと書かれている部分、ここの条文は、前回の課題でまとめられたものと何も変わっていないんですね、一つは。それで、前回のときに、これ私指摘、何かここで話題になったときに、私の発言として、速やかに確認及び原因究明を行い対処するとなっているところに何か意見が出たような、私は記憶しているんです。何に対して対処するんだと。具体的にわからないじゃないかという話があったときに、私はそのときに、例えば、究明を行い、改善のために対処するというふうに入れたほうがいいんじゃないかというふうに言ったつもりだったんですけど、入っていますか。

G 委員 : 資料2の1枚目の一番下にはっております。

会長 : ほかにはよろしいですか。

協議事項は終わりということで、その他に移らせていただきます。

4 その他

(1) その他報告

① ごみ処理相互支援協定の締結依頼について

b 副会長 : それでは資料の5-1をお開きください。なお、参考までに現在の協定書もその次のページに5-2としてつけてございます。この5-2については既に委員の皆様にもお配りしてあったものと同じものを再度つけさせていただいたものでございます。それでは説明をさせていただきます。

平成24年5月15日付で、邑上武蔵野市長から、ふじみ衛生組合管理者並びに副管理者あてに、「ごみ処理相互支援協定の締結についての(お願い)」という文書をいただきました。ちょっと読ませさせていただきます。

現在、三鷹市と当市、当市というのは武蔵野市でございます。平成15年4月より「ごみ処理相互支援に関する協定」を締結し、三鷹市環境センター及び武蔵野クリーンセンターの施設整備及び緊急事態等により、適正なごみ処理に支障が生ずる場合に年2回、合計600トンの可燃ごみの処理相互支援を行ってまいりました。

しかし三鷹市環境センターは、平成24年12月中旬をもってごみ焼却を終了し、施設閉鎖準備に入り、平成25年3月末で閉鎖の予定で、その後は、貴組合の新施設による可燃ごみ処理に移行されると伺っております。

つきましては、平成25年4月以降の相互支援について、貴組合とのごみ処理相互支援を下記の内容によりお願いしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げますということで、記で、相互支援の処理量ですが、原則年間600トン。支援回数は原則年2回。支援時期は相互協議による。※その他相互支援の詳細については、別途協議を行いますという内容で、5月の中旬に私どものほうにお願いという形で提出されたところでございます。

これまで相互支援につきましては、当時の三鷹と武蔵野の相互支援がありますよということで、それについてもお話をしていたところですけども、正式にこのように具体的に武蔵野市からの締結のお願いがありました

ので、説明を改めてさせていただくものでございます。

なお、相互支援ということでございますので、お互いにこれは年600トンを、回数は年2回ということですが、相互に同量を、いわゆる行って来いという形のものをするということでございます。

基本的にこの相互支援につきましては、年に1回法定点検といいますが、焼却炉をすべてとめて点検する時期がございます。これは今度ふじみでももちろんありますし、当然、武蔵野市でもあるという形で、大体そのような時期のときに、お互いにそちらの点検のときに一往復といいますが、行って来いをして、お互いのもう一つのところの点検のときに行って来いをするというのが、従来の相互支援、武蔵野市との相互支援のやり方でした。三鷹市が武蔵野市とやっていた相互支援についてはそのような形でございます。

そのような形で、相互支援については説明がはっきりなされていないというようなご意見もございましたので、今回、ちょうどこのような協定のお願いをいただいた機会でございますので、説明をさせていただくものでございます。

いわゆるお互いにパートナー的な形で、それぞれの焼却炉の点検等のところで、同量のものを行って来いをする、同量のをやりとりするという、そういう内容で従来も説明してきたところです。やはり武蔵野市からは同様の形でお願いをしたいということで来たところでございますので、こちらにつきましては、従来ご説明したとおり、基本的にはこのような考え方をぜひご了承いただきまして、当然、どういう時期にやるとか、そういう部分については事前にご報告をさせていただければと思いますので、この機会に説明をさせていただきます。

D 委員 : これから述べますことは、この契約を、我々の協定書でどう扱うかということでありまして、契約すること自体に反対をしているわけではありません。

資料5-2の協定書をつぶさに読んでみますと、適用範囲が、3つに分かれております。1つは、予測できない緊急事態が起こったとき、2番目が、大ざっぱに言いついて定期点検。3番目が、災害の発生時であります。すなわち以上の3つが起こったときにこの協定が発行すると。先ほど事務長が言われたように、行って来いというのは、その一部の2に過ぎないわ

けです。そして3の、災害は、予測できない緊急事態に含みますから、大きく分ければ適用範囲は、緊急事態と定期点検の2つです。

一方、第16回の地元協議会で、広域支援の資料をもらいました。ここに書いてある適用範囲は、まさに1と2なんです。だから、相互支援と言い、広域支援と言いながら、中身の協定書は全く同じ。今まで確かに三鷹と武蔵野の間で行って来いしかなかったかもしれないけれども、協定そのものは同じなんです。それをこの協定書では一方を報告扱いにし、一方を協議扱いにしようとしている、ここに私は矛盾を感じているわけです。ですから、両方とも協議とするのか、相互支援とはこういうものかということをごきちんとして明示した上で、これについては報告にすると書かないと、納得しません。勘繰って言いますと、同じ内容ですから、行政側が協議にしたくない場合には相互支援と言い、協議してもいいと思うと広域支援とすることも考えられるので、絶対にきちんとしてほしいと思いますので、以上、以前の繰り返しにはなりますが、意見として述べておきます。

b 副会長 : 今のご意見については、ちょうど6月に回答する中に入っているところについて、念押しで意見をいただいたというふうにご伺いました。

ただ、きょう配付した1枚目のほうを見ていただきますとわかるように、本来相互支援の、つまりいわゆる一般的にやっているところは、年2回の600トンという形で武蔵野市から来ているというのは、まさに2の部分という形での依頼が来ているということでございます。

それでおっしゃったように、協定そのものについては、今、現在の協定はそういう形になっているということは、D委員さんのおっしゃられているとおりでございますので、それについても認識しております。

D 委員 : 意見として、認めていただいたのでいいんですが、今までが行って来いだったから、今後ともそうだとはい、我々には思えないということ。協定書にはそう書いてないのですからね。

B 委員 : 資料4については、今質問が出ていたようですけれども、これ説明が何もないですね。6月のときにこれやるんでしょう。それ今、念のために質問されたんですか。

b 副会長 : これは念のために毎回つけてあります。そのときの会議のときに必要になりますから。

B 委員 : これ6月にやるんですね。

b 副会長 : ということですか。

B 委員 : わかりました。

O 委員 : 多少細かい点ですけれども、このごみ処理協定の締結についてですね、最初は2回合計600トンと書いてあるんですけれども、資料5-1で、記のほうで、原則原則って2つ書いてあるんですけれども、細かい点ですが、600トンという可燃ごみという意味で、原則というのは最大値なのかというふうに取り取る、あるいはもっと余裕プラスアルファがあるのかというふうにも取れますけれども、この原則を入れたという内容がちょっと理解できないので、その点が質問です。

第2番目です。ごみ処理相互支援に関する協定書ということで、これは平成15年4月から16年3月で、双方異存がなければ継続して、有効であると書いてありますけれども、現段階でふじみは、三鷹市と調布市と一緒にものですから、協定書はこれ、武蔵野市、三鷹市、資料5-2のほうですね。武蔵野市と三鷹市、調布市と入れないといけないんじゃないかと思しますので、この2点だけの質問です。

G 委員 : まず1点目の原則。5-1のほうに原則と入っているがということですが、これは書いたのは武蔵野市長ですので、私どもがなぜ入れたのかというのは、具体的にご説明ができないんですけれども、一般的には、600トンをめどとして、何か特別な場合があった場合にはそれ以上のこともお願いすることもあるかもしれませんよという含みを持たせて武蔵野市長さんは書かれたんじゃないかと思えます。

回数についても同じです。通常は2回だけども、万が一何かあった場合にはそれ以上お願いするかもしれないので原則という言葉を入れられたのではないかと思います。

それから5-2につきましては、これは、武蔵野と三鷹が、現在結んでいる協定書で、ふじみの結ぶ協定書ではございません。当然、もしふじみ衛生組合が結ぶとなれば、この文言は全部ふじみ用に書き換えて、それから協定を結ぶことになります。

② 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

H 委員 : それでは前回と同様、パワーポイントを使いまして説明をさせていただきます。

現場のほうは相変わらず順調に進んでおります。前回の協議会のときが進捗率66%でした。今回70%と、7割となってまいりました。

それでは定点的にとっている写真がございます。今私たちがいますのがこの現場事務所ですけれども、現場事務所側から新ごみ処理施設の現場を写した写真がございます。5月23日に撮影をしたものでございます。

前回と大きく変わっている部分、このあたり、ちょっとわかりますかね。このあたりに、大きなクローラークレーンという、プラントの機械を搬入する大きなクレーンがいましたけれども、これを5月20日に解体、搬出いたしました。

それから、建物のごみピットの中から、このあたりにタワークレーンというのがついていまして、建築の工事に使っていたものなんですけれども、これにつきましても、5月の連休明け、5月7日に解体、搬出をいたしました。

建物につきましては、もうほとんど最終的な形になってきてございます。周りの足場が取れば完成の形であるということでございます。

続きまして、1階、こちらはふじみの新しい建物の玄関になります。こちらからも定点的に写真を撮ってございます。今の入り口がこちらになりますけれども、こちらから建物に入りまして、左側をのぞいた写真がございます。

これが5月23日に撮った写真ですけれども、前回、1カ月ほど前、こういうダクト類がたしかなかったと思います。空調の換気用のダクトであるとか、このあたりには空調機もぶら下がりました。こちらにケーブルラックという電気の配線を通すものがありますけれども、今、電気の工事が真っ盛りというような状況でございます。奥、ちょっと明かりが見えていますが、ここが見学者がのぞく、プラットホームが見える見学者用の窓でございます。この辺もちょっと筋が見えると思いますけれども、サッシュが入りました。

続いて、これが今の見学者用の窓からプラットホームをのぞいたところでございます。前回と大きく違うのは、ここに鉄骨のはりがあります。ここ、一部分だけちょっと黒くなっていますけれども、耐火用の被覆材というような、耐火被覆の工事がほとんど終わっているというようなところが前回と違うところでございます。奥に明かりが見えますのがパッカー車

の出口、ここの隣にあるのがエアカーテンの機械室ですね。

続きまして、2階に移ります。このL字型に見学者の通路がございますけれども、毎回同じようなポイントで写真を撮っています。排ガスの処理室であるとか、この辺、発電機室がのぞける窓がございますけれども、これを撮った写真。こちらのほうも、天井の工事が進んでいまして、こういう換気用のダクトであるとか、この左側が電気室になっておりますけれども、電線が束になって、ちょっと画面上はわかりにくいかもしれませんが、電気の工事が今真っ盛りという状況です。こちら側の窓が発電機室の見学用の窓ですけれども、サッシュが入ったというような状況です。

続きまして、見学者の通路、今度は反対側を撮った写真がございます。こちらはドアがついている右側が電気室、その奥が中央制御室という部屋でございます。この辺も今、配線の途中でケーブルがちょっとぶら下がっているのが、遠くの方々はわからないかもしれませんが、そういうような工事中でございます。

これが電気室の中をのぞいたところです。制御盤であるとか、分電盤とかというのが搬入されておまして、もう床の工事がほぼ終わってきている、フリーアクセスフロアの床の工事が終わってきたというような状況でございます。

続きまして、中央制御室、こちらでこの施設を運転するんですけれども、この部屋については、天井の工事が終わって、壁の間仕切り関係もほぼ終わってきた、あと、塗装をすれば終わり。この辺に床材がちょっとまだ置いてありますので、床の工事をやると、中央制御室については、ほとんど建築的な工事は終わるといような状況でございます。

続きまして、今の見学者の左側へ移りますと、展示ホールというスペースがございます。こちらもプラットホームであるとか、ごみピット、クレーン操作室をのぞける見学者の窓がありますけれども、このように、この辺、天井内の工事を同じように進めております。この奥、ちょっと緑色に見える部分がプラットホームをのぞけるようなところになってございます。これをのぞいてみると、こんなような状況です。いろいろ工事は順調に進んでおります。

続きまして、今度は3階に上がりまして、3階の事務室と、一番奥には将来、地元協議会が開かれる大研修ホールがございますけれども、この辺

の状況。こちら天井内のはりについて、耐火の被覆材、ちょっとグレーで見えにくいかもしれませんが、天井内の吹きつけの工事が終わりました。この辺、アルミ色のスタッドというんですが、間仕切り用の下地と壁をつくるようなものですが、間仕切りの工事にも着工しているというような状況でございます。

続きまして、3階、ごみピットを眺めた写真がございます。前回、ちょうどこの絵の真ん中ぐらいにタワークレーンの鉄骨が見えていたんですけども、これも完全になりました。屋根を見ていただくと、明かりがちょっと漏れているだけということで、もうほとんど屋根の工事も終わってきたというような状況でございます。ここに光が当たっているようなところ、こちらがごみクレーンの操作室、ちょっと養生されているのがわかりにくいかもしれませんが、このあたりがごみピットをのぞける見学者の窓となっております。黄色いのがごみクレーンですね。この下にバケットをつり下げて、ごみを攪拌しながら、こちらのこの辺がごみを投入するところになっていますけれども、2カ所ありますけれども、こちらへ投入する部分と。もう足場も払ってしまって、ほとんどでき上がったという状況です。

続きまして、今度、屋上に参ります。もう大きな機械の搬入はすべて終わったということで、屋根がけの工事が終わったということでございます。この辺、ちょっと蒸気を逃がすような、圧力の異常があったとき、水蒸気を逃がすような、安全弁の放出管というような管が見えていますけれども、この辺の取り付けも終わっていると。屋根もほとんどでき上がったということでございます。

B 委員 : それはタービン室から出ているんですか、そのタワーは。私のところから見えるんだ。

H 委員 : ボイラー用の蒸気の配管で、異常圧力、圧力が高くなったときに安全弁というのが働まして、それが機械を守るために蒸気を放出すると。これは通常使うものではございません。

B 委員 : 常時には使わない。

H 委員 : 使いません。異常時ですね。

B 委員 : それはタービン室へ入っているんですな。

H 委員 : ボイラー室ですね。だから、タービンへ送るための蒸気をつくるボイラ

一の異常があったときに圧力を逃がす。

B 委員 : 何度ぐらいになるんですか、そこは。80度ぐらいになるんですか、もっとでしょう。

事務局 : 約300度程度だと思います。燃焼室の一番てっぺんの蒸気だめというところの安全弁を40キロぐらいの設定にしておいて、それ以上、機器の安全等含めて、300度程度の温度にはいくと思います。大気に触れると急激に下がっていくという状況かと思います。詳しい数値は、今、大体で言っていますので、調べておきます。

B 委員 : 次回教えてください。常時じゃないんでしょう。災害時のときだな。

H 委員 : また、次回お知らせするようにいたします。工事の進捗状況については以上になります。

O 委員 : 最近の停電はあまりないんですけれども、停電の場合の非常発電機というのはどこら辺に設置してあるんですか。それから、発電機のもち時間というんですか、容量、何日ぐらいもつか。

事務局 : 非常用の発電機というのは、このプラントが運転中に万が一停電になって、運転継続できなかつたときに機器を守るための発電機なんです。ですから、何時間ももたせるとか、そういう意味合いじゃなくて、プラントが安全に冷却できるまでのための発電機なんです。

O 委員 : コンピュータや何か制御するのにとまっちゃうといけないからね。

事務局 : そうなのはまた別にバッテリーでやります。

O 委員 : バッテリーで。

事務局 : 電源は持っていますから、その辺は大丈夫なんです。炉の温度を安全に、それから、今説明があったように蒸気の温度を安全に低くするために、風を送って冷やすためのそういう装置を、電気がなくなってもとめられるように非常用発電機が動くということでございまして、災害時に何日も、1週間も10日も動かすための発電機ではありませんということです。

O 委員 : しかし、作業上安全な時間帯は持っているということですね。

事務局 : そうですね。

H 委員 : 場所をごらんになりますか。図面を出せますけど。

今、お話に出ていた非常用の発電機室というのはこの部屋になります。こちらが非常用の発電機室。ですから、今、電気主任技術者がご説明しましたけれども、施設をいかに安全にとめていくかというような発電機室な

んですね。それを最優先にした発電機がこちらです。もう一つ、蒸気を使って発電する蒸気タービン発電機室というのがこちらの部屋なんですね。ですから、これは南西の方角、今、私たちは、この玄関の後ろの事務室はこのあたりにありますけれども、こちらが蒸気タービン用の発電機室で、こちらに小さい部屋がありますが、非常用の発電機室。

ちょっと絵で、せつかくです。絵というか、非常用の蒸気タービン発電機室というのはこの角ですね。このあたり、これが非常用の発電機室と、大体こんなイメージ。

O 委員 : それはディーゼルなんですか。

H 委員 : ディーゼルです。白灯油というのを燃料にした発電機になっています。

B 委員 : この前質問したやつ、西から東にかけて3枚扉がありますと。真ん中の扉は、22年7月31日におたくにも質問したけれども、要らないんじゃないかと。灰ピットは危ないからあそこは密閉してくださいよと。いや、そうじゃない、どうしてもと言うから、この間、5月1日見たんですよ、全部。そうしたら、要するにメンテナンス用に必要だって言うんでね。どうしてもメンテナンスに必要ななんですか。

b 副会長 : メンテナンスで必要ということで、この前もお話ししたとおりでございますので、必要でございます。

B 委員 : だから、どうかということで、見てくれと言うから5月1日見たんですよ。要らないんじゃないですか。南から入れればいいじゃないですか。何で必要なんですか。

事務局 : このプラントは東側に1号炉、西側に2号炉と2つあります。今、飛灰の搬出口というのが東側のところにあるわけです。その奥のほうにスチールシャッターで区切られています。それから、炉室を挟んで、西側にももう一つシートシャッターで区切られております。さらに、一番外側にスチールシャッターで区切られていますというふうな仕組みに、今なっています。これで、どういう使い方をするかというと、飛灰のタンクローリーが入ってきますと、東側とその中間のところで区切って作業しますね、ローリーに飛灰を入れるときには。それで、炉室のほうとは遮断するわけです。

ところが、1号炉、2号炉と別々に定期点検があります。東側にある炉というのは1号炉なんです。1号炉のときには、2号炉側は運転しているわけです。ですから、2号炉のほうには入らないように、簡易の柵をしま

す。ですから、1号炉の機器を出し入れするためには、その場所は使わないといけないんです。

B 委員 : 1号炉と2号炉は隔壁になっているんですか。

事務局 : 隔壁はありません。

B 委員 : 下はツーツーになっているんでしょう。

事務局 : なっています。

B 委員 : 関係ないじゃないですか、1号炉も2号炉も。

事務局 : いやいや、それは片方は正常な運転をしている側です。片方はオーバーホールをしている側ですから、そこでは、運転と休止中の炉では入り組まないような作業の仕方をします。

B 委員 : 灰ピットはつながっているんでしょう。

事務局 : つながっていません。灰ピットと飛灰を出す部屋は区切られております。灰ピットに送るほうはコンベヤーで運びますので、炉室と区切られております。

B 委員 : だから、何もなっていないでしょって言っているんですよ。

事務局 : コンベヤーの中で区切られております。

B 委員 : 1号炉と2号炉、焼却炉ありますよね。周りは全部隔壁になっているんですよ。

事務局 : ええ。

B 委員 : その1号炉、2号炉、いわゆる真ん中の扉はどこについているんですか。

事務局 : 真ん中にはついておりません。

B 委員 : 西側から東側に3つ扉がついているじゃないですか。設計図見なさいよ。

事務局 : 言っていることが違います。だから、まず、炉室の両側にありますね。それから、一番外側にありますね。ですから、4つあるわけです。これが飛灰を運ぶためのローリーです。で、ここに東側の壁がありますね。ここにシャッターがあります。それから、今言ったような、この絵でいうところですね。ここにもあります。それから、ここにもあります。一番外側のここにもあります。

B 委員 : 3つじゃないの、設計図3つになってたよ。

事務局 : いえ、ここと、ここと、ここと、ここで4つあります。

H 委員 : これが設計図です。

G 委員 : この間ご案内したと思いますけど。

事務局 : 4つあります。いいですか。そこまでは納得しましたか。

B 委員 : 4月31日は3つって言ってましたよ。

事務局 : それは、どこかの聞き間違いか、誤解か、曲解かです、4つです。
まず、こちら側がオーバーホールするときは、こちら側は動いているわけです。だから、動いているほうには工事の人は入れないわけですから、ここに仮柵をして、こちら側から出入りする。そういう意味で、このドア、シャッターは使いますということです。

B 委員 : 飛灰は、じゃ、東から出るということですか。

事務局 : そうですね。

B 委員 : 西からは出ないと。

事務局 : そうですね。こっち側がオーバーホールするときはどうするって言ってました。

B 委員 : 南から入ればいいじゃない。南が4トン車入れるよ。

事務局 : ありますけど、これは車の通路としてはおりません。

B 委員 : いや、4トン車通れるって聞いたよ。

事務局 : それは機器搬入のためには、この辺に入りますけれども。ふだんは、工場としては使いません。

B 委員 : 通れるでしょう。4トン車通れるって。

事務局 : 無理して通るといえば通るでしょうけどね。そんな必要はありませんけどね。

B 委員 : 要するに、結論からいうと、飛灰が出るから。

事務局 : そうです、飛灰の作業中はここで区切るわけです。

B 委員 : 多摩川清掃工場のように飛灰のセンサーをつけてくださいよ。黙ってあけられたら、こっち出てくるんだから。

事務局 : みんな暖かい空気は天井へ行くんです、換気しているんですから。炉室の換気というのは、時間、10回当たりの換気回数で、どんどん天井へ送っているんですよ。

B 委員 : 通路は。

事務局 : この辺の地下に送風機を持ってまして、送風機械で風を送っているんです、空気を。炉室の換気をして、天井の、先ほどこんなのがありましたね。あのところに、こういうところに出るんです、モニターというところから。

- B 委員 : 扉から飛び出た飛灰は、天井へ出てくるんですか。
- 事務局 : みんな天井行きます。
- B 委員 : 要するに、センサーをつけてくれということですよ。
- 事務局 : 何センサーですか。
- B 委員 : いや、大体CO₂に比例するんでしょう、ダイオキシンなんていうのは。
- 事務局 : 全然、それは話が違います。それは、この炉室、この部屋の中ではそういう話はできますけれども、ここは外ですよ、外。炉から見れば。排ガスの中での話はCO₂とか、ダイオキシンの関係はできますけれども、ここは一般の空気の場所です。
- B 委員 : 加圧すれば、圧力をかければ、ダクトとか、そういうところから出るんじゃないの。
- 事務局 : 出ないです。出るのは先ほどの屋上からです。
- B 委員 : でも、多摩川はそうだったよ、全部、センサーをつけていますって。
- 事務局 : 言っているそのセンサーの意味がわかりませんがね。
- 会長 : B委員、この件については、後で個別に聞いてください。時間ばかりとってしまいますので。
- 事務局 : そうということで、ご納得いただけませんでしたけど。いつでも事務室の1階におりますから、来てくださればもっと細かく説明します。こういう貴重な場ではあまり時間をとられないようにお願いします。
- K 委員 : この会議に直接関係ないと思うんですが、ご近所の方に聞かれたことがあって、今、生ごみとプラスチックごみを別々に出していますよね。今度、ここの新しくできる施設は最新なので、生ごみとプラスチックごみは一緒に捨てられるようになるのかということと、一緒に捨てられるときになると、今、有料で買っているごみ袋は要らなくなるのか。ここで伺いするべきではないのかもしれない、回答を持って帰りたいので。
- G 委員 : 新しい焼却場ができたとしても、収集方法は今と変わりません。生ごみは生ごみ、プラスチックはプラスチックですので、今までどおりプラスチックで出せば無料でございます。全く変わりません。
- K 委員 : 実際に燃やすときには一緒に燃やしてしまうんでしょう。
- G 委員 : プラスチックにつきましては、容器包装リサイクル法に基づきまして、リサイクルを行います。
- K 委員 : 分別して、どうしても燃やせないのだけ燃やす。

- G 委員 : どうしてもリサイクルできないものは燃やすということになります。
- K 委員 : プラスチックごみというか、要するに、プラって書いてある、もともとの石油からできている袋と違ってありますよね。あれのことを私言っているんですけども、そうですか。
- G 委員 : プラと書いてあるものはすべて容器包装リサイクル法でリサイクルされますので、焼却場には入りません。
- K 委員 : そうですか、わかりました。ありがとうございます。
- B 委員 : 汚れているのは燃やしているんだらう。
- G 委員 : 当然、可燃ごみに入ってきちゃったものは、可燃ごみの袋に入ってきたプラスチックについては抜くわけにいきませんので、そのまま焼却炉に入りますけれども、プラスチックの日にプラスチックでちゃんと分別して出しているものについては、基本的にはすべてリサイクルされます。
- ただ、そうはいつでも、中にはコンビニ弁当を買ってきて、半分食べ残してあるなんていうのはちょっとリサイクルできませんから、そういうものは手でとって燃やすほうに回しますけれども、皆さんがきれいに分別してあれば、基本的に100%、それはリサイクルされるということでございます。
- D 委員 : 先ほど出ました放射能の問題なんですけど、非常に重要なこととして、今後、我々も勉強しないといけないと考えております。第16回の資料で多摩地域、東京含めて、焼却施設の放射線量のデータをいただきました。多摩地区で見ると限りは危険な状況じゃないということも理解しているんですけども、今後ともフォローすべきであると理解しています。
- それで、データとして知りたいんですけども、この排ガスは不検出ということになってはいますが、これはゼロを意味しているんじゃないかと、検出限界以下だという意味ですよ。この検出限界なるものが幾らなのか、正確に知りたいことが1つです。
- 2つ目は、排ガスは立米当たりになっているんですけども、これは重さにするのとどれだけになるのか。
- もう一つは、これはE委員から質問があって、まだ回答をいただけていないんですけど、1トンのごみを燃やしたときに何トンの、あるいは何立米の排ガスが出るのか。これは過去の宿題なのに、回答をもらっていないですよ。

もう一つは、1トンのごみを燃やしたときに、飛灰はどれぐらいになるんでしょうか、そういうことを知ることによって、ごみに含まれた放射能がどのように分散するのか理解したいと思いますので、よろしくお願ひします。

b 副会長 : 宿題とさせていただきます。

F 委員 : 傍聴者からの意見書というのを今回配られて、これを会議をやりながらずっと合間に読んでいたんですけども、我々が懸念していること、それから、事務局側にもっと責任を持って中心的に動いてほしいというふうに、私は読み取れたんですけどね。私の心配事がものすごくここにちゃんと、きちんと整理されて書かれています。この精神で、私が先ほど会長に「じゃ、お願いしますね」と言ったことも含めて、改めて、やっぱり私だけの意見じゃなくて、外から見ている、このように見えるということの1つ裏づけだろうと思いますから、ぜひその精神でお願いしたいというのが1点。

それから、今月末に市民検討会があるのは広報で知っているんですが、3月にやった市民検討会の議事録が、21日の段階、先週の段階でまだ出ていませんよね、公開されていませんね。ちょっと遅過ぎると思うんですけども、いつ出るんですか。

G 委員 : では、2点目についてはご質問なのでお答えいたします。市民検討会の議事録につきましては、この地元協議会と同様で、次回の市民検討会で委員さんに内容のご確認をいただいて、ご了承の後、ホームページにアップすることになっております。

ですので、次回、今週の木曜日、5月31日に市民検討会がございますので、その市民検討会で委員さんのご了解を得て、ホームページにアップという段取りになっております。

F 委員 : 傍聴しようと思ったときに、どういう項目でやったかという骨子でもいいから出しておけば、白紙で、じゃ、行くのか行かないのかも含めて、何にもない状態で行かなきゃいけないというのは、私はふじみ議会を見ていてそれを感じたので、市民検討会はいかなる位置づけか、内容はどうかというのも含めて何か知るすべはないのかなと。

ちょっとやっぱり、これは3月の会議なのに、今、5月末になろうとしているわけですね。わかりました。検討会でちゃんと承認されてからと

いうのはわかるんですが、それだと何か1回パターンがおくれているような気がするのですよね。やっぱり次の参加するときには、周りがどうだったかという何かひな形があって、情報開示というところにもつながっていくんじゃないかと思うんですが、その辺はちょっと考えていただければと思います。現状はちょっと遅いと私は思います。

③ 勉強会開催について

G 委員 : それでは、地元協議会の委員の皆様と職員の合同勉強会の開催についてということで、ご連絡をさせていただきます。

合同勉強会につきましては、前回の地元協議会においてご了承いただいたところでございます。日程が決まりましたのでご報告をさせていただきます。日にちが6月6日水曜日、午後6時30分から8時30分までの2時間でございます。場所につきましては、新ごみ処理施設現場事務所の大会議室ということで、こちらでございます。

内容につきましては、ごみ処理施設の適正な環境モニタリング手法等についてということで、まさしく今後議論をしていきます騒音・振動、排ガス等のモニタリングの手法ということで、その辺をご講義いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

なお、当日は印鑑をご持参くださいますようによろしく願いいたします。

会 長 : その他報告としてもう1点、お願いします。

b 副会長 : 実は、宮城県女川町の関係の、宮城県のほうで作成して、東京都等も作成に協力したというDVDがございます。それで、前回、ふじみの議会を傍聴された方はご存じかもしれませんが、その中で、そのようなDVDがあるのであれば、地元協議会の皆様がもしそれを見てみたいということであれば、提供することができるというふうにありますので、これは皆様のご意見をお諮りした上でと考えておりますので、ここでお諮りいただくとありがたいと思います。

会 長 : DVDがあるということでございます。20分程度のDVDでございます。これを見るかどうかということをご皆さんにご協議、ご意見をいただきたいと思います。

b 副会長 : 見るのは今日ではありません。

会 長 : 今日はもう時間がありませんので、できれば6月6日の勉強会の前にで
もちょっと早目に集まっていたいただければいいのかなと、私は思ってお
りますけれども、いかがでしょうか。

N 委員 : 20分程度であれば、事前に見るということでいいんじゃない。

会 長 : 6時半からとなっておりますけれども、6時ぐらいに集まっていたい
て見るということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : ありがとうございます。そういうふうにさせていただきますので、よろ
しくをお願いします。

(2) 次々回日程

会 長 : それでは、次々回日程に移らせていただきます。次回は6月20日の
水曜日ということになっております。次々回は7月の予定となっております。

(日程調整)

会 長 : それでは、7月30日月曜日ということをお願いいたします。
次回は6月20日水曜日ということでございますので、よろしくお願いい
たします。その前に勉強会がありますよね。勉強会を抜かすと6月20日
ということになります。勉強会は6月6日の6時集合ということござい
ますので、場所はここになりますので、お間違えのないようによろしくお
願いいたしたいと思います。

それでは、これにて今日は終わらせていただきます。

20時40分 散会